



新規開業にぎわい支援事業補助金

市内で開業した市民の方などが、開業初期において広告宣伝事業を行うに当たり、その費用の一部を補助します。ただし、予算がなくなり次第、終了となります。

主な対象事業

開業6ヶ月後までに行う、次の広告宣伝事業。ただし、申請年度内に限る。

- (1) チラシなどの印刷物の製作及び配布
- (2) 新聞、雑誌などへの広告掲載
- (3) ホームページの開設 など

対象者

市に住民票を置く個人事業者か、市内に主たる事業所を持つ法人で、次のすべてに該当する者。

- (1) 中小企業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 新宮商工会議所の会員
- (4) 過去にこの要綱による補助を受けていない者

補助内容

補助率：対象経費の1/2

補助上限額：30万円 ※対象経費ベースでは60万円

申請時の必要書類

- ・開業を証明するもの（法人設立届出書や個人事業の開業・廃業等届出書）
- ・営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）
※上記の他、開業日が分かるもの
- ・申請書（様式あり）
- ・事業計画書（様式あり）
- ・収支予算書（様式あり）
- ・事業にかかる金額が分かるもの（見積等）
- ・事業所の写真
- ・新宮商工会議所の確認を受けていることを証する書類

その他

事業実施後、5年間程度は市が行う調査に協力していただく必要があります。

新規開業にぎわい支援事業補助金の手続きについて

補助金の流れは、次のとおりとなります。

①市役所に行く。(説明、書類受領)

担当の商工観光課にて、事業の説明や必要書類を受け取ってください。
ホームページなどで事業内容を把握し、必要書類を準備された方は、不要です。

②商工会議所に行く。(事前確認)

商工会議所 (Tel. 22-5144) に次の書類を持ち、後日、確認書の発行を受けてください。

- ・開業を証明するもの (法人設立届出書や個人事業の開業・廃業等届出書)
- ・営業許可証の写し (許認可を必要とする業種の場合) ※ほか開業日が分かるもの
- ・申請書 (様式あり)
- ・事業計画書 (様式あり)
- ・収支予算書 (様式あり)
- ・事業所の写真

※商工会議所では、商工会議所会員の説明や事業内容の確認などが行われます。

③市役所に行く。(申請書を提出)

商工会議所で確認書の発行を受けた後は、市役所商工観光課に次の書類を持ち、申請書を提出してください。

- ・開業を証明するもの (法人設立届出書や個人事業の開業・廃業等届出書)
- ・営業許可証の写し (許認可を必要とする業種の場合)
- ・申請書 (様式あり)
- ・事業計画書 (様式あり)
- ・収支予算書 (様式あり)
- ・事業にかかる金額が分かるもの (見積等)
- ・事業所の写真
- ・新宮商工会議所発行の確認書

④市役所から、補助金の交付決定書を受け取る。

⑤事業を開始する。

※必ず、補助金の交付決定後に事業を開始してください。

⑥事業終了～市役所に行く。(実績報告書を提出)

事業終了後は、市役所商工観光課に次の書類を持ち、実績報告書を提出してください。

- ・実績報告書 (様式あり)
- ・事業実績書 (様式あり)
- ・収支決算書 (様式あり)
- ・事業の実施状況が確認できる成果物
- ・領収書等の写し等支払いを証明する書類

⑦市役所から、補助金の交付確定書を受け取る。

⑧市役所に行く。(請求書を提出)

市役所商工観光課に、請求書を提出してください。